

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政局税務部税制課】	3
○ 北九州市環境未来税条例施行規則の一部を改正する規則【財政局税務部税制課】	9
○ 北九州市宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則【財政局税務部税制課】	10
◇ 告 示	
○ 利用料金の額の承認【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】	11
○ 利用料金の額の承認【保健福祉局地域福祉部介護保険課】	14
◇ 公 告	
○ 北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの縦覧【建設局道路部街路課】	15
○ 北九州広域都市計画道路事業の事業計画変更の認可の告示【建設局道路部街路課】	16
◇ 上下水道局	
○ 請負契約に係る一般競争入札の公告（2件）【上下水道局総務経営部総務課】	17

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 市税に関する申請書等について、申請者等の押印を不要とすることにした。
- 2 徴税吏員証、固定資産評価員証及び固定資産評価補助員証について、様式を改めることにしました。  
この規則は、令和3年4月1日から施行することにした。

### ◇北九州市環境未来税条例施行規則の一部を改正する規則

環境未来税 <sup>申告書</sup> 及び埋立処分開始（廃止）申告書について、申告書の  
<sub>修正申告書</sub>  
押印を不要とすることにした。  
この規則は、令和3年4月1日から施行することにした。

### ◇北九州市宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

宿泊税に関する申請書等について、申請者等の押印を不要とすることにした。  
この規則は、令和3年4月1日から施行することにした。

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 2 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 1 0 号

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市市税条例施行規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号ウ中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第 1 0 条第 1 項の表第 4 号中「旧」を「廃止前の」に改め、「おいて」の次に「廃止前の」を加える。

第 1 号様式（表）及び（裏）を次のように改める。



第3号様式、第5号様式及び第5号様式の2中「㊦」を削る。

第15号様式の別添（表）中「

給 与 取 得
---------

」を「

給与所得（所得 金額調整控除後）
---------------------

」  
に、「

障 ・ 寡 ・ 勤
-----------

」を「

障・寡・ひ・勤
---------

」に改める。

第18号様式の2（その1）、第18号様式の2（その2）及び第18号様式の3中「㊦」を削る。

第19号様式（その1）別紙1及び別紙2以外の部分並びに別紙2中「固定資産・都市計画税」を「固定資産税・都市計画税」に改める。

第19号様式（その2）別紙以外の部分中「固定資産・都市計画税」を「固定資産税」に改める。

第19号様式の2（表）及び（裏）並びに第19号様式の3（表）及び（裏）を次のように改める。

第19号様式の2

(表)

第 号	固 定 資 産 評 価 員 証
	氏 名
	年 月 日生
	年 月 日交付
	北九州市長
	印

9センチメートル

6センチメートル

(裏)

- 1 本証は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のため質問し、又は検査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証は、本証の交付を受けた者が離職したときは、直ちに市長に返納しなければならない。

第 19 号様式の 3

(表)

第 号	固定資産評価補助員証
	氏 名
	年 月 日生
	年 月 日交付
	北九州市長 <span style="float: right;">印</span>

9センチメートル

6センチメートル

(裏)

- 1 本証は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のため質問し、又は検査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証は、本証の交付を受けた者が離職し、又は転課したときは、直ちに市長に返納しなければならない。

第30号様式中 「

代 表 者 氏 名 印
----------------

」 を 「

代 表 者 氏 名
--------------

」 に改め、「㊟」を削る

。

第31号様式及び第32号様式中「㊟」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3号ウ、第10条第1項の表第4号、第15号様式の別添(表)、第19号様式(その1)別紙1及び別紙2以外の部分並びに別紙2並びに第19号様式(その2)別紙以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の北九州市市税条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により交付されている徴税吏員証、固定資産評価員証及び固定資産評価補助員証(以下「徴税吏員証等」という。)は、当該徴税吏員証等に記載されている有効期間の満了する日までの間は、それぞれ改正後の北九州市市税条例施行規則の規定により交付された徴税吏員証等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。



北九州市環境未来税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

北九州市長 北 橋 健 治

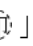
北九州市規則第11号

北九州市環境未来税条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市環境未来税条例施行規則（平成15年北九州市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第12条の5第7項」を「第12条の5第8項」に改める

。

第1号様式の別紙（表）及び（裏）以外の部分並びに第2号様式中「」を削る。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第12号

北九州市宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市宿泊税条例施行規則（令和2年北九州市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「 印」を「」に  
、「第13条第4項」を「第13条第5項」に改める。

第2号様式中「 印」を「」に  
「  
上記の特別徴収義務者の納税管理人になることを承認します。  
年 月 日  
納税管理人 印  
」

を「  
上記の特別徴収義務者の納税管理人になることを承認します。  
年 月 日  
納税管理人  
」

に改める。

第3号様式から第5号様式まで及び第7号様式中「 印」  
を「」に改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1号様式の改正規定（「第13条第4項」を「第13条第5項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

北九州市告示第66号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）第6条第3項の規定により、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの社会福祉施設の利用料金の額を承認したので、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第27号）第5条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月24日

北九州市長 北橋健治

施設の種類	金額		
児童発達支援センター	北九州市立 到津ひまわり学園	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を受けた場合	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する通所特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
	北九州市立 若松ひまわり学園		
	北九州市立 引野ひまわり学園		
障害者福祉工場	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第14項に規定する就労継続支援を受けた場合		障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
障害者就労支援施設	障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を受けた場合		障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
	障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を受けた場合		障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
障害者生活支援施設	障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を受けた場合		障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特

設		定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
	障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
	障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
	障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
障害者地域活動センター	障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
	障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
	障害者総合支援法第5条第10項に規定する施設入所支援を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
	障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額

	<p>障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を受けた場合</p>	<p>障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額</p>
	<p>障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を受けた場合</p>	<p>障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額</p>
	<p>障害者総合支援法第77条第1項又は第3項に規定する地域生活支援事業を受けた場合</p>	<p>障害者総合支援法第77条第1項又は第3項に規定する地域生活支援事業に要する費用として市長が定める額</p>

北九州市告示第 67 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 4 号）第 6 条第 3 項の規定により、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの北九州市立特別養護老人ホームかざし園の利用料金の額を承認したので、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 27 号）第 5 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 3 月 24 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の 種類	施設名	金額	
老人福祉施設	北九州市立特別養護老人ホームかざし園	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護又は同法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防短期入所生活介護を受けた場合	介護保険法第 41 条第 4 項第 2 号又は第 53 条第 2 項第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 127 条第 3 項各号又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 135 条第 3 項各号に掲げる費用の額として実費を勘案して市長が定める額
		介護保険法第 8 条第 26 項に規定する介護福祉施設サービスを受けた場合	介護保険法第 48 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 39 号）第 9 条第 3 項各号に掲げる費用の額として実費を勘案して市長が定める額

北九州市公告第190号

福岡県知事より次の北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局道路部街路課において公衆の縦覧に供する。

令和3年3月24日

北九州市長 北 橋 健 治

3・2・44－9号7号線（富士見工区）

3・4・44－74号城山西線

北九州市公告第191号

北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（令和3年福岡県告示第266号及び令和3年福岡県告示第351号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

令和3年3月24日

北九州市長 北橋健治

- 1 都市計画事業の種類  
道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
3・2・44-9号7号線（富士見工区）	北九州市小倉南区城野三丁目、城野四丁目、下城野一丁目及び富士見二丁目地内
3・2・44-74号城山西線	北九州市八幡西区藤田二丁目、藤田三丁目、大字藤田、田町二丁目、船町及び黒崎城石

- 3 施行者の名称  
北九州市
- 4 事務所の所在地  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市建設局道路部街路課

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。



北九州市上下水道局公告第32号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月24日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 工事概要	工事名	小森江系φ700送水管布設工事（2-1）
	工事場所	北九州市門司区羽山二丁目地内
	工事内容	鑄鉄管据付工 内径700ミリメートル 184.9メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から230日間
	予定価格	6,092万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	水道施設工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	許可	水道施設工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成27年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事又は土木工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事（管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和3年3月22日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注5）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和3年3月29日まで（注5）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和3年3月30日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和3年4月8日及び同月9日 午前9時から午後7時まで (2) 令和3年4月12日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和3年4月13日 午前9時00分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	

注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事業有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。

注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注5 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第33号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月24日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 工事概要	工事名	祇園三丁目配水管布設替工事
	工事場所	北九州市八幡東区祇園三丁目地内
	工事内容	給水管接合工 一式 ほか
	工期	請負契約締結の日から195日間
	予定価格	3,699万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	水道施設工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	許可	水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成27年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事又は土木工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事（管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和3年3月22日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注5）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1)	この公告の日から令和3年3月29日まで（注5）の毎日午前9時から午後4時30分まで
	(2)	令和3年3月30日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間	(1)	令和3年4月8日及び同月9日 午前9時から午後7時まで
	(2)	令和3年4月12日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和3年4月13日 午前9時5分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	
	(1)	この公告に示した競争参加資格のない者のした入札
	(2)	競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
	(3)	契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
	(4)	北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他	(1)	この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。
	(2)	入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。
	(3)	この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事業有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。

注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注5 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。